

質 問 回 答 書

業務名：道路メンテナンス補助 鳩山町橋梁定期点検業務

質問 1.

業務委託料内訳書の「旅費交通費」について、積算上の区分は「調査、計画業務」という認識でよろしいでしょうか。

回答 1. 橋梁定期点検業務を採用しています。

質問 2.

業務委託料内訳書の「旅費交通費」,「電子成果品作成費」,「その他原価」について、積算上の算定対象額となる項目は「直接人件費全額（業務委託料内訳書の「計画準備」～「打合わせ協議」の合計額）」という認識でよろしいでしょうか。

回答 2. ご質問の通りです。

質問 3.

業務委託料内訳書の「橋りょう点検車運転経費（15m を超え 20m 以下）」について、「数量 0.46 橋」と記載がありますが、積算上、「令和 7 年 4 月版 道路橋定期点検業務積算資料(暫定版) 10 頁 機械経費 橋梁点検車 作業日数」により算出された数量を計上されているという認識でよろしいでしょうか。

回答 3. ご質問の通りです。

質問 4.

業務委託料内訳書の「AI 橋橋梁支援システム利用料」について、積算上適用された「単価の引用図書（書籍名，頁数，図書上の項目名，割引等の補正率）」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 4. AI 橋橋梁支援システム利用料の単価については 3 社参考見積の結果から積算を行っています。

質問 5.

業務委託料内訳書の「一般管理費等」について、積算上、算定対象外となる項目がある場合、その項目名を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 5. 算定対象外となる項目はありません。

質問 6.

業務委託料内訳書の第 1 号明細書「計画準備 2 以上 5 以下(標準幅員 4m 程度)」～第 11 号明細書「打合わせ協議」について、積算上、「令和 7 年 4 月版 道路橋定期点検業務積算資料(暫定版)」に基づいて計上されていますでしょうか。

回答 6. ご質問の通りです。

質問 7.

業務委託料内訳書の第 11 号明細書「打合わせ協議」について、特記仕様書第 3 章第 14 条に「回数は 3 回とする」と記載がありますが、積算上の「業務着手の 1 回当たり数量」は「1 回」という認識でよろしいでしょうか。

回答 7. ご質問の通りです。

質問 8.

業務委託料内訳書の第 1 号代価表「橋りょう点検車運転経費 (15m を超え 20m 以下)」について、積算上、「令和 7 年 4 月版 道路橋定期点検業務積算資料(暫定版) 10 頁 機械経費」に基づいて計上されていますでしょうか。
上記と異なる場合、1 橋あたりの「運転手 (一般)」、「軽油」、「橋りょう点検車 賃料」の数量をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 8. ご質問の通り「道路橋定期点検業務積算資料 (暫定版) 令和 7 年 4 月 国土交通省 道路局」を採用しています。

質問 9.

業務委託料内訳書の第 1 号代価表「橋りょう点検車運転経費 (15m を超え 20m 以下)」の「橋りょう点検車 賃料」について、積算上、「長期割引」は適用されていますでしょうか。

回答 9. 適用していません。

質問 10.

業務委託料内訳書の第1号代価表「橋りょう点検車運転経費（15mを超え20m以下）」の「諸雑費（丸め）」について、積算上の「端数処理方法（上位四桁未満切上げ等）」をご教示いただけますでしょうか。

回答 10. 100 の位に合わせて端数処理を行っています。

質問 11.

業務委託料内訳書の第1号代価表「橋りょう点検車運転経費（15mを超え20m以下）」の「運転手（一般）」、第2号代価表「安全費」の「交通誘導警備員A」、「交通誘導警備員B」について、積算上適用された「補正条件（時間的制約等）」及び「補正率算出のために使用した数量」を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 11. 「道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）令和7年4月 国土交通省道路局」を採用しています。

質問 12.

業務委託料内訳書の第2号代価表「安全費」の「交通誘導警備員A」、「交通誘導警備員B」について、積算上、「令和7年4月版 道路橋定期点検業務積算資料（暫定版） 11 頁 安全費 橋長（m）15を超え20以下」の数量を適用されていますでしょうか。

上記と異なる場合、10橋あたりの「交通誘導警備員A」、「交通誘導警備員B」の数量（人）をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 12. 「道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）令和7年4月 国土交通省道路局」を採用しています。

質問 13.

本案件について、見積歩掛を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された基準数量当り歩掛」を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 13. 見積歩掛は採用していません。

質問 1 4.

本案件について、見積単価を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された単価」を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 1 4. AI 橋橋梁支援システム利用料の単価については 3 社参考見積の結果から積算を行っています。

質問 1 5.

本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 1 5. 独自の補正は使用していません。

- ※ 質問数が 5 より多い場合は、適宜、枠を増やして下さい。
- ※ 質問は、必ずこの質問書様式とすることとし、電子入札システム内の質問事項欄に直接質問内容を打ち込まないで下さい。
また、質問書を添付する際は、PDF に変換しないで下さい。
- ※ 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。